

電波監理審議会（第1071回）議事録

1 日時

令和2年1月14日（火）16：00～17：28

2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（官房審議官）、
湯本 博信（総務課長）、豊嶋 基暢（放送政策課長）、
塩崎 充博（放送技術課長）、井上 淳（地域放送推進室長）、
水落 祐二（地域放送推進室技術企画官）

（総合通信基盤局）

布施田 英生（電波政策課長）、

(4) 事務局

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局及び総合通信基盤局）			
①	無線設備規則の一部を改正する省令案（2.3GHz帯無線伝送システムの双方向化等）		
	（諮問第1号）	1
②	周波数割当計画の一部を変更する告示案（2.3GHz帯無線伝送システムの双方向化等）		
	（諮問第2号）	1
(3) 諮問事項（情報流通行政局）			
③	無線設備規則の一部を改正する省令案（超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の高度化に係る制度整備）		
	（諮問第3号）	9
④	日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可		
	（諮問第4号）	14
(4) 閉	会	41

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまより電波監理審議会を開会いたします。

まず、12月24日付で櫻田委員がご退任になられまして、翌日、12月25日付で新たに株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役の日比野隆司委員が任命されました。

日比野委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○日比野委員 大和証券グループ本社会長の日比野でございます。大変微力ではございますけれども、一生懸命勉強して、皆様のサポートも得ながらしっかりと職務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、情報流通行政局及び総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局及び総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局及び総合通信基盤局)

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案 (2.3GHz帯無線伝送システムの双方向化等)

(諮問第1号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (2.3GHz帯無線伝送システムの双方向化等)

(諮問第2号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議を開始いたします。

諮問第1号、無線設備規則の一部を改正する省令案及び諮問第2号、周波数割当計画の一部を変更する告示案、いずれも23GHz帯無線伝送システムの双方向化等に関するものでございますが、この両諮問案件につきまして、水落地域放送推進室技術企画官及び布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○水落地域放送推進室技術企画官 諮問第1号、23GHz帯無線伝送システムの双方向化等に関する無線設備規則の一部を改正する省令案について、ご説明させていただきます。内容につきましては、2ページ目以降の資料でご説明をさせていただきます。2ページ目をご覧ください。

こちらが23GHz帯無線伝送システムの現状の利用方法となっております。23GHz帯無線伝送システムは、離島、河川等におけるケーブルテレビ伝送路の補完や災害時の臨時回線等に用いられております。主な用途として2つの型がございます、固定型と可搬型の2つがございます。固定型のほうが、絵にございますとおり、山を越えてケーブルテレビの伝送を行う場合、あるいは川を越えて行う場合の有線の敷設が非常に困難な場合に無線伝送を行う形で利用がされております。また、可搬型のほうは、ケーブルテレビが災害時に損壊してしまった場合に応急復旧を行う場合に利用されているものでございます。

3ページ目をご覧ください。こちらが今回の検討の背景でございます。ケーブルテレビ事業は、ご承知のとおり、地上デジタル放送ですとか、多チャンネル放送といったさまざまな放送の伝送を行うとともに、インターネット接続のサービスを提供しておりますが、この全サービスを提供するためには約700MHzの帯域幅が必要であるとともに、上りの周波数帯域というのが必要となっております。

しかしながら、現状では、このシステムでは、周波数帯域幅が400MHz幅しかなく、あるいは双方向で利用することを想定していないために、現在のケーブルテレビ事業者が提供している全てのサービスを伝送することができないという課題がございます。

そのため今回、四角囲みにありますとおり、ケーブルテレビ事業者が提供するサービス全体を伝送可能とするために、1つ目といたしまして、垂直偏波と水平偏波を同時に用いる偏波多重の技術を用いることで、周波数利用効率を約2倍として、800MHz幅相当を伝送できないかということ、2つ目といたしまして、周波数帯の一部を上り回線として用いることによって双方向化ができないかということの2点に加えまして、ITU-Tの勧告J.382に準拠したような高度な変調方式にもあわせて対応するというシステムの高度化について、今回、検討を行ったものでございます。

4ページ目が偏波多重の技術のイメージを示したものでございます。左側の図がケーブルテレビの帯域を示したものですが、15MHzから770MHzの約700MHz幅を利用してサービスを行っておりますが、これを大体2つに分割いたしまして、垂直偏波のほうで、例えばUHF帯の高いほうの帯域、水平偏波のほうで低い帯域と上りの帯域に分割いたしまして、これらを多重化することで全体を伝送できないかというものでございます。

5ページ目をご覧ください。こちらが、今回の改正の技術的条件を表にまとめたものでございます。赤字になっている部分が今回追加した技術的条件となっております。

まず、伝送方向につきましては、固定型の双方向の伝送を追加しております。変調方式につきましては、高度な変調方式を追加することとなっております。また、偏波につきましては、固定型について水平、垂直、または、その組み合わせについて追加をすることといたしております。

なお、可搬型の陸上移動局につきましては、災害時に緊急的に設置するという
ことで、偏波多重や双方向化技術等を緊急的に調整するということが技術的
に非常に難しいということから、今回の改正の中の対象にはしておりません。

6 ページ目をご覧ください。こちらが、今回の省令改正案に対する意見募集
の結果と考え方になっております。1 件の賛成意見が出ておりますので、修正
については、今回、対応いたしておりません。

7 ページ目以降、参照条文が3 ページついておりまして、10 ページ目が諮
問書になっております。11 ページ目が改正条文で、続きまして12 ページ目
をご覧ください。今回の無線設備規則の改正案の新旧対照表になっております。

条文の第58条の2の11の第3号をご覧ください。と思いたしては、送信
または受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波、または水平偏波及び垂直
偏波の組み合わせであることという偏波多重に関しての条文を追加・新設して
おります。

その他の条文の変更につきましては、条文のエディトリアルな修正に伴うも
のでございます。

また、変調方式の高度化に関する改正につきましては、電波法関係審査基
準などによって対応いたしますので、今回の省令改正には含まれておりません。

最後に、13 ページに附則がございますが、省令の施行につきましては公布
の日から施行するという案といたしてしております。

無線設備規則につきましては以上でございます。

○布施田電波政策課長 続きまして、諮問第2号、周波数割当計画の一部を変
更する告示案につきまして、説明資料は諮問第2号説明資料を使いまして説明
をさせていただきます。

こちらの諮問第2号は、先ほど説明のございました2.3GHz帯無線伝送シ
ステム双方向化等のための周波数割当計画の変更を行うものでございます。具

体的な変更内容といたしましては、2ページ以降の参考資料でご説明させていただきます。

2ページ目の下の段の変更のイメージをご覧ください。現在の周波数割当計画におきましては、23.2GHzを超え23.6GHz以下の固定業務については、無線局の目的が公共業務用及び一般業務用に限定されております。

今回、23GHz帯無線伝送システムを双方向化することに伴いまして、インターネット接続サービスの提供も可能とするために、赤字で記載しておりますが、固定業務の無線局の目的の欄に電気通信業務用を追加変更するものでございます。

パブリックコメントの結果について、ご説明させていただきます。本件に係るパブリックコメントについては、他の省令案と同様に、令和元年11月13日から令和元年12月13日まで実施いたしましたが、周波数割当計画の変更に関する意見はございませんでした。

本件の施行期日につきましては、答申を受領後、関連規定とあわせまして速やかに変更していくことを予定してございます。

ご説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。はい。

○兼松代理 基本的なことですけど、ケーブルテレビは基幹放送事業者ではないので、放送用ではなく公共業務に区分されているというふうに伺っておりますけれど、公共業務というのはほかにどのようなものが入っておるのでしょうか。

○布施田電波政策課長 公共業務というのは、無線の中で国の政府機関が持っている無線局などが公共用、あと、地方自治体が持っている無線局など、公共

に使われている無線設備などは公共業務用として書かれてございます。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、ケーブルテレビだけが、ちょっと公共業務というには若干異質な感じがするんですけれども、ほかに入れるところがないということになるのでしょうか。

○布施田電波政策課長 公共業務用の無線局は、周波数割当計画の中に定義はしてございまして、基本的には人命及び財産の保護、治安の維持、その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものということでございまして、今回は、これに準ずる公共的な役割、業務を遂行されているということで、今回、公共業務用としているところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 意見ですけど、基本的に離島、山間部を含む、より広範な地域にフルサービスの提供が可能になるということで、前向きな改正だと思います。ケーブルテレビ事業者からの要望ということですから、ニーズがあつてのことだと思いますが、これはビジネス上も採算がとれるだけの顧客ニーズがあると、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○水落地域放送推進室技術企画官 離島ですとか、そういった辺地に送るという用途ですので、数としては、それほど多いものではございませんけども、実際に双方向を使った製品を開発しているメーカーもあり、そういった製品を使ってより高度なサービスを実現したいというニーズを受けて、今回改正したものですので、規模としては大きくないですけども、ニーズはあるというふうに認識しております。

○日比野委員 ありがとうございます。

○吉田会長 おおよそ何箇所程度というのはわかっているのでしょうか。

○水落地域放送推進室技術企画官 現在の2.3GHz帯無線伝送システム自体

が100はない、数十というぐらいの数ですので、それを大きく超えるかという、もちろんものすごく多く出る可能性というのはないことはないですが、規模感としては、その程度というふうにお考えいただければと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

私も、今、日比野委員がおっしゃったとおり、前向きな改正ということで非常に結構なことではないかと思いますが、ちょっと参考までにお伺いさせていただきたいんですけど、4ページのところに従来のケーブルテレビの周波数の配置がありまして、これを今回の改正によって偏波多重することによって400+400で、合わせて800MHz相当が送れる。この内容は理解できたんですけど、左側の従来のケーブルテレビの周波数配置について確認させてください。この中には多分、テレビジョン放送に加えてインターネット接続とか、もろもろの情報が詰まっていると思うんですけど、このあたりの配置は、事業者ごとに決まっているのでしょうか。あるいは、各事業者間で統一された周波数配置になっているのでしょうか。

○水落地域放送推進室技術企画官 例えば地デジの再送信ですとか、そういったある程度、全国的に決まった周波数帯については、ほとんどの事業者で同じ帯域を使っておりますし、あるいは上りの帯域みたいにインターネットの通信をする帯域というのは下のほうを使うとかというのは、ほとんどの事業者で同じような帯域を使っておりますが、それ以外の多チャンネルのいろんな個別の放送につきましては、どのチャンネルを伝送するかということも含めて、個別の事業者が帯域を決めています。

○吉田会長 あと、関連しまして、最近ですと4K放送が始まりましたので、多分、ケーブルテレビ事業者も4K放送を流されていると思うんですけども、その場合も、この周波数配置の中のどこかをうまく使って、放送されているという理解でよろしいのでしょうか。

○水落地域放送推進室技術企画官 今回のケーブルテレビのいわゆるHFC、FTTHではなくて光と同軸ケーブルを使った方式ですと、770MHzまでが伝送できる上限となっておりますので、この場合は、この帯域の中でうまくやりくりをして伝送しなければいけないということですが、今後、FTTHが普及していきますと、770MHz以上の帯域というのも伝送できるようになってきますので、4K放送ですとか高度な方式を使った放送というのも、さらに伝送帯域が広がっていくので、そうしていきますと、それをまた伝送するために、こういった無線のシステムというのもさらに高度化していかないと対応できないという状況になってまいります。

○吉田会長 そういたしますと、現在、ここの対象になっているのは、4K放送とは直接関係がなくて、従来の方式、システムであると理解してよろしいんですか。

○水落地域放送推進室技術企画官 770MHzの中で4K放送などを伝送している事業者というのもおりますけども、あくまで770MHzまでの同軸での伝送を前提とした一般的なケーブルテレビ事業者が全てのサービスを伝送できるようにするためという今回改正でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、諮問第1号及び第2号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

ここで、布施田課長さんのご都合もあるかと思っておりますので、ご退室されると

いうことによろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

諮問事項 (情報流通行政局)

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案 (超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の高度化に係る制度整備)

(諮問第3号)

○吉田会長 それでは、続きまして諮問第3号、無線設備規則の一部を改正する省令案、超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業者用無線局(FPU)の高度化に係る制度整備につきまして、塩崎放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○塩崎放送技術課長 放送技術課の塩崎でございます。諮問第3号の説明資料に基づきまして無線設備規則の一部を改正する省令案について、ご説明をいたします。

本省令案は、放送番組素材を中継するために必要な無線システムであるFPU(Field Pickup Unit)について、4K・8K品質に対応した大容量伝送技術を導入するための技術基準を整備するものでございます。

それでは、2ページ目以降で諮問の背景や改正内容につきまして、ご説明させていただきます。

では、2ページ目になりますが、4K・8Kにつきましては、平成27年7月に公表いたしました「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合第二次中間報告」の中で、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技

大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」ことなどが目標とされており
ます。

一昨年の平成30年12月から新4K・8K衛星放送が始まっており、4K・
8Kを普及していく上で、放送番組の映像や音声を取材現場から受信基地局等
へ伝送するシステムであるFPUの高度化も必要になっているところでござい
ます。

イメージ図に記載しておりますように、FPUには固定型と移動型がござい
ます。固定型に適したマイクロ波帯を用いるFPUにつきましては、平成29
年7月に4K・8Kに対応した技術基準を策定しておりますので、今回は見通
し外でも利用可能で、マラソン等の移動中継に適した1.2GHz帯、2.3G
Hz帯を用いるFPUにつきましては、昨年6月の情報通信審議会の答申を踏ま
えまして、4K・8Kでの伝送を可能とするための技術基準を整備するもので
ございます。

それでは、3ページ目をご覧くださいと思います。高度化に当たりまし
ては、同じ周波数を使用する現行のFPUと共用して使えることや周波数を共
用する他の無線システムへの影響を最小限に抑えるため、これまでのFPUと
同じ占有周波数帯幅や、空中線電力のままで伝送容量を増やすということとし
てございます。

主な変更点を比較イメージとして図示してございます。従来方式では、片方
向通信であり、変調方式や符号化率等は固定されておりましたが、今回の高度
化方式では、新たに双方向通信を導入することによりまして、基地局から移動
局に受信状況をフィードバックできるようにし、伝搬環境の変動に応じて、い
わゆる動的に変調方式や符号化率などを最適なものに変更できるという仕組み
を導入してございます。詳細につきましては次のページでご説明いたします。

また、今回ですが、空中線の偏波といたしまして異なる偏波の組み合わせも

利用可能というふうにしてございます。

それでは、4ページ目をご覧ください。今回導入する予定の高度化技術につきまして、ご説明をさせていただきます。

この技術では、伝搬路状況のフィードバックをするために時分割複信方式(TDD)による双方向伝送を導入し、変動する伝搬路に応じてMIMOストリーム数や変調多値数などの伝送パラメータを適応的、動的に変更します。伝搬環境が見通しの場合は少ないMIMOストリームにビット数を集中させ、伝搬環境が反射波の多い場合は多数のMIMOストリームにビット数を分散させます。これによりまして瞬時瞬時の伝搬路の状況に適した伝送パラメータにより最も効率のよい伝送を選択し、大容量伝送を実現しています。

5ページ目をご覧ください。今回の改正案につきまして、昨年11月末から1カ月間、意見募集を実施した結果について、ご説明いたします。

法人から1件、個人から9件の計10件の意見の提出がございました。いただいた意見の内容を踏まえまして、同じ趣旨の意見を表のとおり取りまとめております。それぞれについて考え方を記載しているところでございます。

まず、1つ目でございますが、日本アンテナ株式会社より「本案に賛同する」とのご意見をいただいております。

次に、2つ目でございますが、個人の方より「FPUと同じ帯域を使用するアマチュア無線の保護を求める」旨のご意見をいただきました。アマチュア無線との共用につきましては、情報通信審議会からの一部答申におきましても、引き続き運用調整等を行うことによりまして共用可能との結論をいただいているところでございますので、その旨を回答に記載してございます。

3つ目でございますが、3名の個人の方より「高精細度テレビジョン放送など必要ない」といったご意見がございました。これらにつきましては、「ご意見

として承ります」というふうにしてございます。

それから、4つ目でございますが、5名の個人の方より日本放送協会に関するご意見をいただきましたが、いずれも本案に対するご意見ではございませんでしたので、担当部署のほうに情報提供させていただいてございます。

以上が意見募集の結果でございますが、これらの意見を踏まえての案の修正はございません。

次に、6ページ目以降でございますが、これは参照条文、それから諮問書ということになります。

10ページ目になりますが、こちらは省令改正案ということになります。先ほどご説明いたしました、1.2GHz帯、2.3GHz帯の通信方式につきまして、単向通信方式に加え複信方式を加えてございます。なお、複信方式として時分割複信方式を使うことを規定してございます。また、電波の偏波につきまして、組み合わせも可能というふうに変更してございます。

11ページは、附則になりますが、公布の日から施行させていただくということにしてございます。

今回の改正案につきましては、答申をいただきましたら速やかに改正する予定でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○日比野委員 すみません、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○日比野委員 オリパラに向けて、中継画像の高精細化を図る上で必要な制度整備ということで、これまた前向きで結構だと思うんです。これは、オリパラ

に十分間に合うと。

○塩崎放送技術課長 間に合うように策定させていただきましたので、あとは事業者様のご対応ということになるかと思います。

○日比野委員 間に合うはずの時間があるということですね。

○吉田会長 ちょっと差し迫っていますけど、頑張ってください、間に合うように商用化していただければと期待いたします。

私のほうから1点お伺いさせていただきます。パブコメのほうですけれども、アマチュア無線の個人の方から保護の必要性について意見が出ていると伺いました。先ほどのご説明では、運用調整等により共用可能であるとの結論を得ているということだったんですけど、運用調整というのは、具体的にどういう形をとられるのでしょうか。差し支えない範囲で教えていただけないでしょうか。

○塩崎放送技術課長 どの地域や時間帯で使うかということについて実際にぶつからないような調整をいたしまして、問題が生じないように使うという形になります。

○吉田会長 事前にわかっているイベント、すなわちマラソンとか、そういうものであれば、それで十分対応できるかなと思ったんですけど、例えば突発的な災害とか事件が起こった場合にも、多分現場へ飛んで行って、こういう4K・8KのFPUを使いたいという要望があるんじゃないかなと思ったんですけど、そういう突発的な場合というのはどうなるのでしょうか。

○塩崎放送技術課長 基本は、やはり運用調整をしませんと影響が生じてしまいます。ただ、このFPUにつきましては、先ほどちょっと出ていたマイクロ波帯でも利用できますので、その中で使っていただくという形になります。

○吉田会長 じゃあ、そんなにアマチュア無線の方にも迷惑をかけずに、うまくできそうということでしょうか。

○塩崎放送技術課長 はい。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、諮問第3号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(4) 日本放送協会の放送法第20条第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

(諮問第4号)

○吉田会長 それでは、続きまして諮問第4号、日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可につきまして、豊嶋放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 諮問第4号の説明資料に基づいて説明させていただきます。

本件は、NHKのいわゆるインターネット活用業務に関する実施基準の変更の認可に係るものでございます。説明用の資料としまして、ちょっとページ飛びまして、3ページ以降に全体概要の資料を用意しましたので、こちらに沿って説明させていただければと存じます。

表紙めくった4ページが、本件の背景を示したものでございます。

本件、NHKのインターネット活用業務の実施基準の変更に関しましては、まず令和元年5月に放送法の改正が成立いたしまして、NHKは、インターネット活用業務として、いわゆる任意の業務の一環として常時同時配信を実施す

ることが可能になったわけでございます。これを実施するために従来の実施基準の変更が必要ということになりまして、昨年10月15日、NHKは変更を認可申請したところでございます。

これを受けまして翌月の11月8日、この実施基準案の認可申請の取扱いに関しまして、総務省から基本的な考え方を公表させていただきました。その考え方について意見募集を実施するとともに、NHKに対して検討を要請しました。これについて12月8日にパブリックコメントの意見、それとNHKから回答をいただいたところでございます。

これに関しまして昨年12月23日、総務省におきましてNHKの回答と意見募集結果に対する考え方を公表したところ、翌日の24日、NHKから先に申請をしておりました変更申請の修正が申請されました。今般、この修正申請をされた内容に関しまして、意見募集の結果及びNHKの回答を踏まえまして、その認可につきまして電波監理審議会に諮問させていただくものという位置づけになっております。

続きまして、その次のページ、5ページ目以降が変更申請の主なポイントになっております。主な内容としまして、まず5ページ目の(1)ですが、常時同時配信・見逃し配信の提供、これは受信料を財源として行うものでございますが、まず常時同時配信に関しましては、総合テレビ・教育テレビの放送中の番組を放送と同時に提供します。ただし、設備への負荷、あるいは利用状況を確認する観点から、令和元年度は1日17時間程度の提供を予定しています。令和2年4月以降は、当分の間、提供時間を限って実施するという事で、具体的な提供時間については、この認可を受けた後、それを踏まえまして、NHKの方で実施計画を策定することが放送法で決まっております。実施計画は、策定後に届出をする必要がありますが、この中で明示するという事になっております。

それともう一つ、見逃し配信として、総合テレビ・教育テレビの放送済みの放送番組を最大で放送日の7日後、1週間見ることができるというサービスを行います。この2つのサービスが大きな柱になっておりまして、いずれも日本国内に提供するというものでございます。

これらのサービスの提供に当たって、この表の下にポツがありますが、受信契約が確認できない方につきましては、この常時同時配信、パソコン上、あるいはスマートフォンのアプリをダウンロードして使うことができますが、配信の画面上に受信料制度を毀損しないために必要かつ十分な大きさのメッセージを表示させていただいて、確認ができない場合は、見逃し配信は利用できなくなるということになっています。

ただし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関しましては、競技の中継及びその関連番組の同時配信のメッセージ表示については、それを解除するということが内容として書かれております。

ちょっとページを一旦飛ばしていただいて、6ページ目をご覧いただきたいと思えます。これがNHKから提出をいただいた、いわゆる受信契約確認のメッセージのイメージでございます。先ほど申し上げたとおり、常時同時配信・見逃し配信は、パソコン上のウェブサイト、あるいはスマートフォンのアプリケーションで見ることが可能でありまして、その両方に写真のようにメッセージを表示する予定です。

受信契約が確認できない者に関しましては、このメッセージが表示されます。表示されている間は、見逃し配信の方は利用ができなくなる、あるいは常時同時配信も一応映りますけど、こういうメッセージ表示が出ますので、非常に見にくい大きさという形のを提供していくという内容でございます。

お戻りいただいて5ページ目でございます。常時同時配信・見逃し配信以外の受信料を財源とした業務、インターネット活用業務の部分でございますが、

詳細は実施計画でさらに具体化をされるということでございますが、4点記載をしております。

1つ目が放送法上の努力義務に係る取組ということで、先般の放送法の改正によりまして常時同時配信が可能になったわけですが、これにあわせてまして地方向けの放送番組の配信、あるいは同様のサービスをする他の放送事業者との連携を行うという努力義務という規定が新たに設けられたところでございます。これを踏まえまして、地方向けの番組提供に向けた設備の整備を行っていくこととしています。具体的には、令和2年度中に、3年度以降の具体的な計画を公表していくという旨が記載をされております。

それ以下、他の放送事業者との連携に資するように番組を提供していくというものでございます。

あと、ユニバーサル・サービスへの取り組みということで、視覚・聴覚障害者、あるいは高齢者、在留・訪日外国人等向けの字幕、あるいは解説、手話といった配信をあわせて行っていきます。

それと、国際インターネット活用業務への取り組みということで、これは従来から行っているところでございますが、情報発信の強化ということで、訪日・在留外国人への情報提供も、これを使ってあわせて行っています。

それと4点目、これはオリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組みということで、本年行われる東京大会におきまして専用のウェブサイトを新たに作りまして、競技の中継等の配信をあわせて行っていくということが内容となっております。

(3)、これは同じネット配信の関係でございますが、有料業務、NHKオンデマンドの関係でございます。NHKは、既にNHKオンデマンドというサービスで行っておりますが、常時同時配信、あるいは見逃し配信の実施に伴いまして、今まで「見逃し番組サービス」、あるいは「過去番組サービス」と2つの

大きなサービスを提供してございましたところ、これを一本化するということでございます。

7 ページ目が、そのイメージになっております。有料サービスの見直しということで、常時同時配信・見逃し配信の開始とともに、NHKオンデマンドでは見逃し・特選という区分を見直しまして、いわゆる1つの契約で両方のサービスを利用することが可能という形で見直しをするという形でございます。

現在、「見逃しパック」及び「特選パック」とともに税抜きで月900円ということで、見逃しは放送後2週間、あるいは「特選パック」というのは、いわゆる過去のアーカイブの作品をご覧いただくというのですが、こちらも900円ということで提供してございましたが、常時同時配信、あるいは見逃し配信の開始後は一本化をする形になります。

下の図のような形でワンパックに再編をして、金額は同じ月額900円で提供していくというような内容になっております。

8 ページ目以降が、実施基準の中の記載事項の一つの大きな柱として、これに要する費用の上限というものでございます。今回、変更の申請でございますので、もともとの実施基準につきましては受信料収入の2.5%を上限として実施する旨が記載されておりました。

今般ですが、8 ページの上の囲みのところをご覧いただきたいのですが、インターネット活用業務の実施に要する費用につきましては、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を除いて、受信料収入の2.5%を上限するというふうに見直しをしています。

さらに、令和2年度に新たに実施する業務のうち、地方向け放送番組の見逃し配信、これは、先ほど申し上げた放送法の努力義務の一つである地方向け放送番組の配信として見逃し配信を令和2年度に実施するものです。

その業務、あるいは国際インターネット活用業務、これは従来から行ってお

りましたが、そのうち令和2年度に自動翻訳技術を使いまして、英語以外の多言語の字幕を新たに実施することを計画しているということで、この2つの業務の執行に当たっては、仮に受信料収入の2.5%の上限を超えた場合でも、経営委員会の議決を経て3億円の範囲内で予算の流用を可とする、つまり、2.5%を超えて最大3億円の範囲内で、①、②の業務に充てることが可能という内容になっております。

図示したものは下になっております。現行は受信料収入の2.5%をインターネット活用業務の上限としておりましたところ、今回の申請では、2.5%を上限としながら、東京オリンピック・パラリンピック関係を20億円を上限値として別枠とする枠組みが設けられております。こういう費用上限の規定内容の変更となっております。

それ以外、いわゆるインターネット活用業務の全てに共通する事項として9ページ目でございます。インターネット活用業務の評価、(1)でございますが、インターネット活用業務における適切性を確保するというので、いわゆる業務の審査・評価委員会を設置し、毎事業年度の実施計画の策定及び終了後の実施状況に関する評価に当たって見解を求め、これを尊重するとともに資料を公表します。

また、委員会の委員は、市場競争の評価に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定します。

委員会は、実施計画の策定、実施状況に関する評価に当たって、競合事業者等に意見を求めることができます。

その他、受信料財源の個々の放送番組、あるいは理解増進情報の提供については、少なくとも年に1回、その必要性・有効性を検証するということになっております。

あと(2)番目で個人情報の保護ということで、個人情報等を取得する場合

は、法令、あるいはNHKの関連規程、その他の規範を遵守します。

それと（３）番目、事業者・利用者からの苦情・意見への対応ということで、特に利用者の意見・苦情はコールセンター等で受け付け対応し、審査・評価委員会に概要を報告するというようなケースです。

それと（４）番目は区分経理でございます。受信料財源業務に係る経理は一般勘定に、有料業務に係る経理、NHKオンデマンドの関係でございますが、これは有料インターネット活用業務勘定にまず区分をして整理します。さらに受信料財源に係る経理のうち常時同時配信、あるいは見逃し配信の業務に係る費用はさらに別に区分をして整理する。実際に費用の算定方法及び明細の記載方法については実施計画に記載する旨があります。

これらの費用の処理については、会計監査人が財務諸表の監査を実施するほか、毎年度、有識者による検証・見直しを実施した上で結果を公表します。

最後、検討・見直しということになっておりますが、NHKオンデマンド、有料業務につきましては、毎事業年度、サービスや運用体制のあり方について検討し、必要な措置を講じます。実施基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うというのが主な内容となっております。

本件に関しまして、放送法に基づいて認可の審査を行うこととされております。10ページ以降が、その審査結果の概要となっております。

10ページ目から12ページ目までが審査項目となっております。順次、放送法20条に該当する要件がございますので、それぞれの要件の審査結果を示したものが10ページ以降となっております。順次ご説明をいたします。

まず1点目でございますが、NHKの目的達成に資するものであることに関しましては、インターネット活用業務についてNHKが行う放送を補完して、その効果・効用を高める、あるいは国民共有の財産である放送番組を広く国民

に還元するという一方で、NHKの目的達成に資するものだと認められます。

地方向けの放送番組の提供につきましては、今後、実施計画、あるいは令和2年度中には3年度以降の取り組み内容について計画を明らかにするということが記載されていることを踏まえると、この部分については不相当とまでは認められません。

ただし、放送サービスの向上の観点からは、インターネット活用業務の実施により得られた知見などは広く社会全体に裨益するように、民間放送事業者等に対して知見等の共有を行うように努めるとともに、民間放送事業者との連携・協調のため、他の事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けることが求められるということを記載しています。これは、後ほど説明します認可条件という形で示す内容の部分に該当します。

その下、業務の種類、内容、実施方法が適正かつ明確に定められていること。これについては、実施基準の中には明確に定められているというふうに認められます。

次、11ページ目ですが、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないことという規定でございます。ちょっと長いのですが、常時同時配信の提供に際して、受信料制度を毀損することのないようにという観点から、先ほど紹介しましたメッセージを表示するというようにしております。

こういう措置につきましては、2段落目になりますが、その措置を通じて受信契約の確認ができた者が常時同時配信を継続的に利用することが可能となるということで、受信料制度との整合がとられていることから、不適切なものではないと認められます。

ただし、申請書によりますと、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技中継番組及び関連番組の同時配信については、それに限定してメッセージを表示しないということを記載しております。これにつきましては受信料制

度の趣旨に照らして必ずしも不適切なものとは言えないというふうに考えておりますが、関連番組の範囲につきまして、受信料制度の趣旨、あるいは市場競争に与える影響に配慮しながら、実施計画などにおいて対象を明らかにすることが求められると考えます。

その下ですが、業務の実施に過大な費用を要するものではないことという部分です。先ほど申したとおり、基本的には受信料収入の2.5%を上限としているということで、過大な費用を要するものではないというふうに認められると思います。

ただし、令和元年度中、本年度中の提供につきましては、既に予算は国会で承認を得られておりますので、その範囲内で実施すること、それと同時配信の提供時間の拡大の措置については、利用者の増加に応じた費用の増加を踏まえつつ、実施計画において具体的に定めること。あるいは費用の抑制的管理のため具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することが求められるというふうにしております。

最後の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みというのは、実は検討要請に対するNHKからのご回答の中に、今後、抑制管理の具体的な仕組みについて検討する旨の記載があり、実施基準の中でも抑制的な管理に努める旨の記載がございましたので、それを踏まえた記述になっております。

それと、有料業務であるNHKオンデマンドの収支に関しましては、今回、契約を1つに統合するというごこともございますので、見通しよりも収支バランスの悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支の改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずることが求められると考えております。

最後、12ページ目でございますが、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。今回のものは広く一般に利用できる方法で提供す

るということでございますので、この部分については差別的取り扱いをするものではないと認められます。

それと利用者の利益を不当に害するものではないこと。これにつきましては不当に害するものではないと認められますが、ただし、インターネット活用業務の既存業務について効率化を図ることにつきましては、令和2年度の実施計画において、その方向性、内容を明らかにするとともに、提供する機器及びソフトウェアの種別等の概要について、実施計画において記載することが求められるところでございます。

最後、実施基準の記載事項については適正かつ明確に定められていること。これは、施行規則に実施基準の記載事項は全て列挙しておりますので、その該当性を審査したものでございますが、苦情その他の意見の受け付け、処理に関する事項、あるいは区分経理の実施等の経理に関する事項等々については、適正かつ明確に定められているというふうに認められます。

ただし、理解増進情報の範囲につきまして、令和2年度中に競合事業者等から意見を聞く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うこと、あるいは費用の整理に関する計算方法、区分経理をする際の費用の計算方法につきましては費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に応じてより適切なものとなるよう見直しを行うことが求められます。

また、この実施基準の附則の中に、令和2年度の予算執行時に2.5%の費用の上限を超えた場合については3億円の範囲内で新規の事業に予算を流用することがあるという旨記載されておりますが、会計上の透明性確保の観点から、予算流用を行った場合には、当該新規業務に要した費用について、施行規則に定める様式の費用明細表に準じた形式で費用明細を記載可能なものを記載した上で公表することが求められます。3億円を上限とした流用の内容について、詳細な公表が必要であると考えているところでございます。

これらの中に認可条件案と記載しているものがございますが、本件認可に当たりまして13ページ、14ページで認可条件を付したいというふうに考えております。先ほど審査項目となったもののうち該当するところを全て抜き出したものでございます。全部で、次のページまで12項目ございます。

ポイントだけ申し上げますが、インターネット活用業務全般につきましては、3行目なんですけど、民間放送事業者等の関連事業者との知見の共有に努めること。

同じように2番目は、連携・協調につきまして、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けることです。

3番目は、メッセージ表示の特例でございますが、メッセージ表示をせずに常時同時配信を行う東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連番組については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において、その対象を明らかにすることです。

あと費用に関してですが、4番目以降でございますが、令和元年度中の同時配信の提供についてはインターネット活用業務の予算の範囲内で実施することです。

5番目は、令和2年度からの具体的な同時配信の提供時間について、費用の上限を設定している趣旨を没却することがないように、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえながら、具体的な実施計画において定めることです。

6番目は、インターネット活用業務の全体の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することです。

7番目は、有料業務、これはNHKオンデマンドですが、その収支バランスについて、別添2の実際の申請書に見込みが示されておりますが、見込みに比して悪化が見込まれる場合には、累積収支の改善のため、実施計画において対

応策を明らかにし、措置を講ずることです。

8番目は、既存業務の効率化について、令和2年度の実施計画等において方向性、内容を明らかにすることです。

次のページ、14ページ目ですが、実際のサービスの提供に当たって、提供する端末機器、ソフトウェアの種別等の概要については実施計画において記載することです。

10番目が理解増進情報、いわゆるインターネットで提供する放送番組に関連する情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者から意見を聞く機会を設け、適切に実施されているかを検証することです。

最後2つは区分経理に関するものでございまして、11番目が予算の流用を行った場合についての費用の記載方法について、業務報告書への記載及び公表は省令の費用明細表に準じた形式で行うことです。

最後、費用の整理に関する計算方法については、直課できるものは直課するという原則としながら、費用配賦による場合は実績を踏まえて、いわゆる案分をしなければいけない場合は実績を踏まえて、必要に応じ見直しを順次図っていくことという内容の条件を付して認可したいと考えているところでございます。

なお、本件に関しましてパブリックコメントをした際に寄せられた意見が15ページにございます。11月9日から12月8日まで実施させていただきましたが、全部で約2万6,000件の意見が寄せられました。このうち本件インターネット活用業務に関するものは、実は放送事業者等から50件ほど意見が出ましたが、放送事業者の関連の方々が出されたものがほとんどでございます。

この部分、個別の読み上げは省略させていただきますが、本件認可審査をするに当たって、あるいは認可条件を付すに当たって、寄せられた意見を踏まえて審査、あるいは認可の条件を定めさせていただいたところでございます。

以下、参考資料ということでございまして、17ページ、放送法改正の全体のポイントとなっております。今ご説明しているのは、右上の実施基準の認可になっております。この認可がなされますと、それを踏まえてNHKにおきまして、その下、矢印がございしますが、毎年度の実施計画を策定し、届出・公表を行うこととなっております。

それと次の18ページ目、先ほど個別に説明しましたが、認可要件の全体像になっています。

なお、認可に当たりましては放送法に記載されている言葉に加えまして、インターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインということで、その内容をさらに具体化したものも既に公表しておりまして、18ページ目の右側に該当するのがガイドラインの審査項目ですが、本件審査に当たりましては、この審査項目に従い審査をさせていただいたところでございます。

最後、19ページ目でございますが、これは現状行っているインターネットサービスの全体の概要でございます。ラジオについてはらじる★らじる、あるいは外国人向けの国際放送については、2番目、NHKワールドJAPANというのが既に提供されているところでございます。それ以外に災害等の情報、それと右下、これは既に有料となっているNHKオンデマンド、今回、契約の見直しが行われている部分が、これに該当するところでございます。

以降、次のページが参照条文となっております、ページが少し飛びますが、26ページ目以降がNHKから申請のあった実施基準の案、本体でございます。

それと、ずっとページが飛んで恐縮でございますが、80ページに飛びます。80ページからが、先ほど概要を説明しましたが、認可申請に対するそもそもの考え方ということで、いわゆる認可の審査をした結果の詳細が80ページ以降に記載をさせていただいているところでございます。

それと、さらに行きまして124ページ目、これが認可に当たって、先ほど

ポイントを示しましたが、その他の考え方に対する、いわゆる寄せられたパブコメの意見及び検討結果としてNHKから寄せられた回答に対する総務省の考え方を、3段表の形でまとめたものとして12月23日に公表させていただいているものが続いております。

最後のほうは非常に雑駁な説明で恐縮でございますが、私のほうからの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 大変詳細なご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 ちょっとよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○兼松代理 まず、ちょっと基本的なところからお尋ねしたいんですが、費用の上限としてあります受信料収入の2.5%というのは、おおむね幾らぐらいになるのかということと、実施基準にも定義はございますけれども、理解増進情報というのは、具体的にどういうものなのか、よく分からなかったものから、お教えいただければと思います。

○豊嶋放送政策課長 まず規模でございますが、受信料収入、変動しますけど、受信料収入が7,000億円程度であり、その2.5%で175億円になるところでございます。

あと、理解増進情報、非常にわかりにくい言葉でございますけれども、これ、簡単に申し上げますと、NHKは放送番組をいろいろ提供しておりますが、例えば放送番組を作るに当たって、ライブ中継の映像等々、いろいろ収集するわけでございますけれども、その取材で積み重なったもの、例えばライブ配信みたいなものが該当するかと思いますし、あと、番組を作るに当たって素材となっているものについても公表するケースがございますので、それらを総称して、いわ

ゆる番組に関連するものということです。

なお、この範囲が非常にわかりにくいので、放送番組との関連性をしっかり持つということが実施基準の中に記載されております。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございました。本案件につきましては、世間の関心も高く、のちほど他の先生から多々質問等があろうかと存じますけれども、私のほうからもまず前座ということで、いくつかコメントと質問をさせていただきたいと存じます。

今回の実施基準の変更の認可は、さきほどのご説明にもございましたように、総務大臣が、公共放送としての協会の目的達成に資するものであるかとか、受信料制度の趣旨に照らして不適切でないかといった観点から放送法に照らし審査を行い、認可の可否を判断すると、まあこういうことになっているものだと承知しておりますが、その際、審査において重要になってまいりますのは、やはり、業務の実施規模、いわば「規模感」だと存じます。

同時配信には、国内テレビジョン放送のインターネット配信という、独自の業務が発生することに特徴を持つ業務でありますので、運用面で必要となる新たな業務に伴って、当初の認可申請案では、支出が大幅に膨らむことが、協会の財務の健全性の観点から懸念されるものでございました。この点、今回の変更認可では、いわゆるオリ・パラに係る費用を除き、「受信料収入の2.5%」を上限とすることが定められるなど、本来業務の収支状況の悪化基調に歯止めをかけるものとして高く評価できるものだと存じます。協会におかれては、認可条件案にございますように、区分経理の厳格化により、いわば「インターネット活用業務の見える化」を実施していただくとともに、諸課題検や国会でも議

論されたいわゆる「三位一体改革」を着実に遂行していただきたいと存じますが、この点で質問がありますのは、認可条件にある市場競争に及ぼす影響についてです。

本諮問案件には「市場競争」という言葉がところどころでて参りますが、放送の場合は、いわゆる二元体制の下、いわゆる純然たる経済競争とはやや異なる視聴率競争のある対広告市場と、放送番組以外のコンテンツも含む動画配信において視聴者の取り合いとなる対視聴者市場がございますが、協会が関係するのは対視聴者市場のほうだと存じます。ただ、対視聴者市場は、番組の「質」の競争や、「種類」の競争といった競争もあり、いずれもお金に馴染まない話ですし、インターネット動画配信というのはまだ萌芽的な段階の創成期の市場ですので、いわゆる純然たる経済的あるいは市場競争的な考え方とはやや異なると思っております。ただ、NHKは受信料収入により資金が潤沢でありますので、例えばコンテンツの調達コストをつり上げるような、市場や競合事業者に対し影響力を及ぼす可能性があり得ると思えます。この意味での市場の競争を歪めないよう、他事業者との連携・協力の中で言及しておくことは必要ですので、認可条件案に、他事業者との連携・協調が入ったことは非常に重要だと考えています。ただ、市場の競争性は、対事業者だけの話ではなく、受信契約者への説明責任にもかかわってまいります。たとえば、調達それ自体の競争性や透明性を確保すべきという話は、受信料をどのように使っているのかという話と直結するものですので、コンテンツに関わる部分だから競争性を担保できないというのでは、受信契約者からみて納得がいかないと思えます。NHKについては依然として随意契約が少なくないと思えますが、このあたりは、三位一体改革と関わるものではありませんけれども、今回の認可条件で、どのように担保されているのか、お聞きしたいと存じます。

すいません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○豊嶋放送政策課長 非常に重い質問をいただきました。まず、背景を少し述べておく必要があるかと思えます。本件、認可をするに当たっては、特に費用の部分については2.5%上限、これは、もともとNHKの今の実施基準が2.5%を費用上限としており、これをベースにしたものでございますが、大きな背景としまして、NHKにおいて、中期経営計画というのを定めていまして、来年の令和2年度までの収支の予測値が出ております。

令和2年度の予測値で言えば、これは2年前の秋口に公表しておりますが、マイナス215億円という予測値を出している中でのインターネット活用業務のいわゆる常時同時配信の実施というフェーズに入っておりますので、この点、経営全体を見渡しながら検討していく必要があるだろうと考えています。

まさに我々で言うと認可の審査事項である適正な規模という点に関しましては、こういった背景も考え合わせたところでございますが、最終的にNHKのケースは2.5%の枠を踏まえてという形になりましたので、まず、これは大きく尊重される部分かなと存じます。

さらに、ちょっと個別の話になってございますけれども、いわゆる市場競争というか、他の放送事業者との関連につきましては、特に放送コンテンツのネット配信市場そのもの自身は、当の放送事業者が行うものとしては、まだ実は萌芽状態というか、立ち上がったばかりの状態でございます。この点を踏まえまして、先ほど来申し上げている、いわゆる同様の事業を行う他の放送事業者との連携・協調を行う努力義務というのは放送法上、規定しておりますので、その点、実は完全な競争関係というよりも、一部連携・協調を進めるという点がございます。

この点が、まさに認可条件の中で連携・協調を進めるべしということ放送事業者の要望に応じながら行う。あるいは知見の共有を図るという部分については、実は市場競争をする一方で、こういう努力義務を踏まえた対応を広く求

めているところでございます。

さらに、本件を行う場合、NHKにおきましては受信料という制度をベースにしておりまして、特に常時同時配信・見逃し配信については、受信料業務、受信料を使う業務ということでございますので、これも審査の中では、受信料制度を踏まえて不適切なものでないことということが審査基準になっておりますし、今回、受信料制度の趣旨に鑑みますと、特に費用の使用については、なるべく適切に行うということが広く求められているかと思っています。

実はこの点、申請があった実施基準の中にも幾つか言及がございまして、先ほどもちょっと一例を申し上げましたが、例えば認可条件も絡みますけど、認可条件の6番目、インターネット活用業務の費用の抑制的管理に努めるというのが実施基準に書いておりましたが、我々としましては、この抑制的管理をさらに具体的にどう進めるのかという部分については、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することとしています。

NHK自身も実は検討要請に対する回答の中で、早期に結論を得ていきたいというふうに書いておりましたので、さらなる具体化が求められますあるいはインターネット活用業務は、今回、常時同時配信を新しく行いますけれども、当然のことながら、例えばNHKオンラインのホームページで行っている既存の業務がございます。この既存の業務についても、今回、導入するに当たって適宜見直し等を行っていくということでございましたので、この点について、具体的にどう進めていくのかという点についても実施計画の中で明らかにすることを求めております。インターネット活用業務が、受信料に基づく業務であるということを我々としても念頭に置いて審査を行い、認可条件を付したところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○林委員 わかりました。ということは、これらの諸課題に対する回答は、N

H Kのほうにボールが投げられているというふうに理解をしました。

私からは、とりあえず以上でございます。

○兼松代理 林委員のご意見に若干関連いたしますけれども、受信料収入の2.5%の積算の根拠として、NHKが説明している中で非常に大きな比率を占めておりますのがコンテンツ制作関連費というふうに承っておりますけれども、コンテンツ制作関連費ということは、私がちょっと念頭に置きましたのは、NHKの場合、コンテンツの制作は子会社にやってもらっている部分があるのではないかというふうに想像いたしますので、インターネット常時同時配信を行うに当たりまして、また、子会社が太ると言い方はあれですけれども、子会社の整理を非常に厳しくご指導いただいている中で、これに逆行するようなことがあってはいけないのではないかというふうに思っております。

○吉田会長 ご意見ありがとうございます。

○豊嶋放送政策課長 一言だけ申し上げますと、ご指摘そのとおりでございます。インターネット活用業務に限らず、NHK業務全般、まさに今、コンテンツの制作費の話を申し上げました。これは、まさに放送番組そのものの制作費にも通ずるところがございますので、今回のインターネット活用業務の認可の条件の費用の抑制的な話にとどまらず、我々行政としても、NHKにおきましても、今後、いわゆる三位一体改革という言葉がございますけれども、業務のさらなる改善に努めていただきたいと考えております。例えば、これまでも出しておりますけれども、NHKの予算における大臣の意見等々でも三位一体改革のほうを求めていますので、引き続き我々としても、NHKの取り組みというのは注視してまいりたいと考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 感想というか、ちょっと意見みたいなもんですけど、東京オリ

パラ大会のネット配信に係る受信契約確認メッセージ、非表示にかかわる部分です。意見募集の中で、142ページですか、民放連からも相当危惧するような意見とか出ていますが、私は、本実施基準に関する取り扱い、結論的に妥当だと思っているんですけども、危惧する向きはあると。これは、受信料制度の本旨を踏まえても、一般論で言えば契約者、非契約者の公平性への配慮も必要だということなんですけど、公平性をあまり厳格に追求して、結果、来日外国人を含めた視聴者の利便性を大きく損なうという対応をすると、大きな公共の利益、これにそぐわないことになってしまう可能性もあるということで、今回の措置は、結論的には非常にいいと思うんです。

聞くところでは、ロンドンオリンピックのときもBBCは同じように非表示というか、フリーに開放していたようですし、国際的なレピュテーションも含めた国民経済的な観点といたしますか、それと社会的意義、その大きさを鑑みて例外対応というのが適切だというふうに自分なりに整理をしているわけです。

関連番組の範囲について、これがどんどん広がってしまうという危惧は、民放等は当然持っているわけで、これにつきましても、範囲について配慮が必要という総務省の考え方が示されて、抑制的な対応ということなので、これについても評価できるんじゃないかなというように思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

○長田委員 じゃ、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、お願いします。

○長田委員 NHKのことを考えるときに、我々、やはり受信料を払っている人たちのことを考えるべきだと思っております、受信料で支えられているNHKのあり方については、支えている国民がどういうものを求めているのか。そして、それを実現するためにどうすべきなのかということについて、率直に議論していく場というのが必要だというふうに思っています。

今回、認可の条件の中にNHKがいろんな取り組みで得た知見、技術を民放や、ほかにも広く共有していくということは書いていただいていたので、それは大切に、よかったなと思っているんですけども、国民に対して何があるのかというのがちょっとよくわからないというのと、あと、申請の中であったインターネット活用業務審査・評価委員会も、競合事業者からの意見聴取をととても大切に書いてあるわけですが、いわゆる見ている人、視聴者の意見については、普通に意見を受け付けて、その概要を報告するというふうに、それは、たくさんあるから概要となるのは仕方がないのかもしれませんが、やっぱり国民がNHKに対して何をどう考えているのか、そして、自分たちが払っている受信料が適切に使われているのかどうか。先ほど林先生もおっしゃったと思うんですけども、そこをきちっと見せていくことがとても大切だというふうに思っています。

先ほどもお話のあった諸課題検でインターネットの常時同時配信の話がずっと議論されている過程においては、私も放送波で受けられるものは放送波で受ければいいんじゃないかという思いがあったんですね。通信のところ、そんなにふくそうさせるような、わざわざというのは思っていたんですが、こうやって時がたってくると、やはり今、全ての人たちが何もかもを通信で受け取ろうとしている。新聞を読むのもそうだし、本もそうだし、漫画を読むのもみんなそうだし、もう時代が変わってきている中で、通信に放送が出ていくというのは仕方がないことかなというふうにも思いますけれども、そのありようについては、きちんと国民にわかりやすくしていただきたいと思います。

そして、もう一つ心配しているのは、これ、すぐサービスが始まると思えますけれども、受信契約の確認の方法とか、どうやったら見られるのかというのを短い期間でどう説明していくのか。受信料を払っている人たち、みんなでちゃんと理解できるような説明の仕方をしていただきたいし、今回、時間の制限

があったりする、全てじゃないということなので、そういう場合の広報の仕方についても丁寧にやっていただければいいなというふうに思います。

今後、さまざまな議論をしながら、より長い、全ての時間、全部になるのかわかりませんが、そういうことについても、ちゃんと国民の意見を聞いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○吉田会長 重要なお意見ありがとうございました。何かございますでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 ご意見、我々行政としてもしっかり受けとめなければいけないと思っています。認可条件だけ見ますと、どうしても国民視点が抜けているのではないかというご指摘があるかと思いますが、そこは、今回の放送法改正全体の構造から、広く国民の意見を取り入れながら実施しております。

その点は、例えば、実は大もとになっております改正法は、今年の1月1日施行されましたので、これ以降になりますけれども、今回、審査する実施基準も全部含めまして、簡単に言うと、NHKの経営委員会で議決をしていただく事項の重要なものについては、経営委員会が、まず、そもそもパブリックコメントをしっかりといただくという手続を新たに法定させていただいたところがございます。その時点で、まず、物事を決定する前にNHK自身が広く意見を聞きながら行うということで、国のパブリックコメントの手続に準じた形で、以降しっかりといただくということが、法律の枠組みとして入っております。

加えて、今回、申請のあった実施基準については、実際、サービスを提供するときは利用規約というのを定めることになっておりまして、これは、NHKオンデマンドに限らず、今回の受信料で行うものについても利用規約を定めております。いわゆる国民利用者、あるいは受信料を支払っている方に対する提

示というのは、実施基準の中でしっかりやっていく旨が書かれております。毎年度、例えば決算の業務報告書、あるいは日々の報告の中で、実施状況というのは、我々としてもフォローしていきたいと思っていますし、国民・視聴者の意見を聞いて、NHKにおきましても審査・評価委員会の中で反映するという規定がございます。実際どのようになっているのかというのは、公表することを、この条件の中で求めておりますので、我々としても意見の取り入れ、あるいはどう扱ったかという透明性は見ていきたいなと思っています。

最後に、当然のことながら、業務をいろいろ見直す際には、内容によりまずけども、実施基準の変更というのがまた発生しますので、そうなりますと、本件、今、諮問しているとおおり、それでデュープロセスをしっかりとらせていただきながらやっていくという形になりますので、大きな業務の変更の際には実施基準の変更を伴うケースになりますので、いつかはよくわかりませんが、そういう大きな見直しの際には、再度、こういう審査手続のもとで進めていきたいなと、私どもは、そういうふうに考えております。

○吉田情報流通行政局長 今、放送政策課長から申し上げたとおりでございますけれども、長田委員から今ご指摘のあった、特に国民・視聴者の視点から物事を考えるべきというのは極めて重要なご指摘であるというふうに受けとめております。

本件、インターネットの活用業務の実施基準に関するものでございますけども、今後、NHK、令和2年度の予算についての議論も、これは、また申請をいただいて総務大臣の意見を付し、それについては本審議会の場でもご議論いただき、さらには国会でもご審議を賜ることになりますし、今ございましたように、今後、放送法で新たに定められました中期の経営計画など、今後のNHKの将来をある意味、帰趨を決めていく非常に重要な計画なども策定されることとなっております。

もちろん、これは、NHKにおいて経営委員会、あるいは執行部が協力して、まずはNHKとして、さまざま考えていただくべきものではございますけれども、受信料というもので支えられている事業体でございますので、やはり国民全般に関係するということで、私ども、まさに審議会の委員の先生方のさまざまなお知見などもいただきながら、また、ちょっと出ておりましたけれども、諸課題検をはじめとする有識者会議などのご助言などもいただきながら、あくまでも国民・視聴者の視点に立った適切な関与というものは行ってまいりたいというふうに考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○兼松代理 インターネット活用業務審査・評価委員会の委員の選定に当たっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をできる者を選定するというふうにありますけれども、これは、誰がどのように選ぶのかというのは、これだけではちょっとよくわからないものですから、できましたらば、候補者の選定ですとか、選考過程はできるだけ透明化をしていただきたいなというふうに思っております。

○吉田会長 あと、私からもちょっとご意見を申し上げたいと思います。先ほど長田委員のほうから国民の立場を十分考慮するとともに、丁寧に周知・広報をやっていただきたいという話があったんですけども、私自身も今回、新たにこういったインターネットを利用したテレビの同時配信が始まるに当たって、国民の皆様が、当惑されるようなことがないように対応して欲しいと願っております。

受信料に関係したことのみならず、どういう形でインターネットのテレビを見るか。多分、スマホを利用される方が多いのかなと思うんですけど、スマホですとWi-Fiを利用する場合もあれば、これから始まる5G等、携帯電話

事業者の電波を使われる場合もあるかと思いますが、その際に契約プランにも依存するかと思うんですけれども、あまりよく理解せずに、自分の契約しているプランに合っていない視聴をやってしまったって、高額な費用を請求されとかいった、スマホの利用料金絡みの問題等も、当初ひよっとしたら起こり得る可能性もあるのではということで、国民の皆さんがこういったトラブルに遭わないように、そういったところも含めて慎重に周知・広報してほしいなと感じました。

加えて、そういうネットワーク環境が今後どこまで充実していくのか気になるところです。インターネットを使って常時同時配信が始まったのはいいものの、実際、スマホなんかで見ようとすると回線が混んでいて、なかなかスムーズに見られないということが起こらないかどうか。具体的には、例えばオリンピックのときに海外の方がたくさんから来られて、スマホでもって、5G等を利用されずに、Wi-Fiなんかで見ようとされたときに、果たして多くの方にいららすることなくスムーズな画像を見ていただけるのかどうか気になります。

これは、Wi-Fiの環境を設定する事業者の責任になるのかもしれないんですけれども、やはり国としては、そういった環境も整えて、せっかくインターネット常時同時配信が始まったからには、皆さんに喜んで、スムーズに見ていただけるように、そしてトラブルなく見ていただけるように尽力していただけると大変ありがたいなと感じました。

○豊嶋放送政策課長　これからNHKにおいて始められますので、あらかじめ、これというわけではないんですけど、ただ1点申し上げられるのは、実は本件、NHKの同時配信を本格的に開始するに先立ちまして、3年ほど、いわゆる試験的提供という形でトライアルをさせていただいております。この結果は、まさに総務省におきます有識者懇談会の中でも、結果を発表させていただくような間、実は今のトラヒック、例えば通信の料金プランの関係で申し上げますと、

回線のネットワークの速度をどのぐらいでやるかみたいな話はやはり指摘がございまして、その指摘を受けながら3年間の間、グレードを大分チェックしながらユーザーインターフェースを聞きながらやってきたところもありますので、例えば今の話でございまして、一つのアイデア、これは、NHKのほうにおいて具体的にどうやっていくかというのは、我々を見る必要がありますが、通信の量につきましては、トラヒックの状況に合わせて可変するということになります。

逆に言えば画質を少し変えていくということで、最初からビットレート、高いものにしてしまうとコスト、あるいは全体のトラヒックの問題が出ますので、そこは可変にする、あるいはWi-Fiを優先にする等々の知見というのは、実はこの3年間の間にかなり得られたように聞いております。

ただ、当然のことながら本格サービスとなりますと、その規模は相当数に上がってきますので、これまでの実験と言っている規模をはるかに上回る等ありますので、さらなる本格スタートした後の状況というのは、我々行政としてもフォローアップをさせていただきながら、状況等々を聞き、場合によっては中間的な状況も、特に先ほど長田委員からご指摘があったように、特に視聴者の立場で見た場合、どういう状況にあるのかというのは我々としても注視をしていく必要があるかなと思っておりますけれども、一応、背景として、そういう実証を積み重ねた上でのスタートというふうになっておりますので、その点、ご理解いただければと幸いです。

○吉田会長 ありがとうございます。確かに試験的にインターネット放送を何度かされていたのは私も伺っています。ただ、そういったトライアルに参加された方は、結構専門的にも詳しい方かなと推察しますが、今度は、一般庶民の方が参加され、それもたくさんの方が常時同時配信をインターネットで視聴したいという希望が出てくるかと思っておりますので、どういうことが起こるか、ちょ

っと予測がつかないのではないかと危惧しています。ただ、先ほど来審査・評価委員会等も設置されて、随時見直されるというような話も伺っておりますので、トラブルなくスムーズに始まることを期待しております。

ほかにございますでしょうか。

○林委員 8ページの2.5%の上限のところですが、先ほど少し申し上げましたけれども、常時同時配信を実際にやってみると、例えば常時同時配信にかかる費用が予想よりかかってしまったとか、実際運用していくといろいろ変化が生じるのはむしろ当然だと思うんですけども、常時同時配信にかかる費用が予想よりかかってしまったことを理由に、公共放送の公共放送たるところの、例えば国際放送のネット配信とか、災害情報等国民の安心・安全にかかわる情報の発信とか、これらにかかる費用が削られてしまわないように、まさに、これらはNHKがやるべき公共放送としての責務ですので、今回「流用可」というのは、それらを見越したことだと思うんですけども、ここはしっかり公共放送たる所以のところですので、そこもしっかり見ていただければというふうに思っております。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。

ご意見、随分頂戴いたしましたけれども、基本的にインターネット常時同時配信が放送の補完として位置づけられている条件のもとで、NHKから、外部の意見にそれなりに配慮した形で出されました実施基準の変更の認可申請に対しまして、先ほど来ご説明いただきましたとおり、非常に詳細に審査いただきました結果、12個の条件をつけて認可したいという総務省のお考えは妥当ではないかと感じたところがございます。

それでは、ほかに皆様から追加のご意見等ないようでしたら、この諮問第4号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催日時は2月5日水曜日の15時を予定しております。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。